④　本工事（技術協力業務）は、上記⑷１）の当初業務及び契約予定業務の各業務の契約に関する事項等を定めた「設計等業務における協定型一括入札方式に関する協定書」を締結した後に、協定書に基づき業務請負契約を締結する協定型一括入札方式による工事である。

⑤　本工事は、上記⑷２）（ａ）～（ｃ）のその１、その２、その３工事毎に当初工事及び契約予定工事を一括して見積合わせにより決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた「枠組み協定型一括入札方式に関する協定書」をそれぞれ締結した後に、協定書に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式による工事である。

⑥　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより週休２日を達成するよう工事を実施する「４週８閉所促進工事（発注者指定方式）」の試行工事である。なお、実施方法等の詳細については、現場説明書の記載によるものとする。

⑦　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

⑧　本工事は補助事業対象工事であるため、各工事に係る補助金交付決定がなされることを条件として各工事の契約締結を行うものとし、契約締結日は各補助金交付決定日以降とする。補助金交付決定がなされない場合など、当機構の責めに帰することができない事由により、落札者と当機構間で本工事の契約を締結できない場合 には、当機構はこれによって生じた損害を賠償する責任は負わないものとする。

２　競争参加資格

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における令和３・４年度の「土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。また、優先交渉権者の選定通知日までに当機構東日本地区における令和３・４年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「土木設計」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

⑶　当機構東日本地区における令和３・４年度の土木工事に係る一般競争参加資格で、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点以上であること。）

⑷　特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする場合は上記⑶に加え、次に掲げる条件を満たすこと。

①　共同企業体における代表者は、当機構東日本地区における令和３・４年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受け、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。

②　共同企業体の構成員については、東日本地区における認定を受け、かつ客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,150点以上であること。申請等については下記⑯による。

⑸　参加表明書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　平成19年４月１日から本工事公告日までの期間に、元請として施工を完了した土木工事のうち、「橋長80m以上の鋼橋上部工」の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30％以上（２者）、20％以上（３者）の場合のものに限る。）。

⑻　共同申込みの場合、以下の条件を満たしている者であること。共同企業体の代表者、代表者以外の構成員ともに、上記⑺の条件を満たす者。

⑼　次に掲げる基準を満たす管理技術者を技術協力業務に配置できること。

①　技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）もしくは総合技術監理部門（選択科目を「建設」のいずれか））、ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）、１級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

②　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは参加表明書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

③　⑽に配置する主任技術者又は監理技術者との兼務は不可とする。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

㈠　１級建設機械施工技士の資格を有する者

㈡　技術士（建設部門、総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

㈢　これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者。

②　平成19年４月１日から公告日の前日までの期間に元請として施工を完了した「橋長50m以上の鋼橋上部工」に、監理技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した工事の経験を有する者（共同企業体申込みの代表者以外にあっても同じ。）。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは参加表明書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑤　その１工事からその３工事の監理技術者は、同一とする。

⑾　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑿　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、「機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒂　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⒁をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、最大３者とする。

①　各構成員の出資比率は、２者の場合は30％以上とし、３者の場合は20％以上とする。

②　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⒃　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争に参加を希望する共同企業体は、下記５の参加表明書等の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同企業体競争参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受け